



〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しばとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

マイナンバー制度が始まった。今、やらなくてはならないことは？

Q

マイナンバー制度が10月から始まったことですが、飲食業で小さなレストランを経営している私でも何かやらなくてはならない事があるのでしょうか？そして、そもそもマイナンバーって何ですか？ちなみに、私のレストランは、法人成しており、社会保険や労働保険にも加入しています。従業員はパートが4名、役員も含め常勤が3名の小規模事業所です。

A

マイナンバーは、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。10月5日以後、住所地の市町村役場からマイナンバー通知カードが届きます。マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。来々平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続での利用が始まります。こうした分野の手続きで、申請書等へのマイナンバーの記載が必要となりますので、事業所の大小を問わず、従業員を雇用する事業主は従業員からマイナンバーの提供を受ける(取得する)必要があります。

ワンポイント・アドバイス

いよいよマイナンバー制度が始まりました。とても重要な社会的影響も大きい制度ですので、3回に分けて解説いたしますが、まず第1に事業所の大小を問わず、事業主としてやらなければならないことは、次の4つのポイントに従業員のみなさんへお伝え頂くことです。

1. 10月5日以降(たぶん10月下旬)、各個人宅に住民票登録住所の市町村からマイナンバー通知カードが簡易書留で届くこと。

2. 扶養家族である子供や両親と住民票登録住所が異なる場合は、届いた通知カードを会社提出できるように速やかに連絡を取り合うこと。

3. 届いたマイナンバーは今後の社会保険や税金の手続きに必要な番号であるため、速やかに会社に提出すること。(取得の方法には主に対面方式と郵送方式がありますが、小規模の場合は対面方式をとられる場合が多いと思われます)

4. 通知カードの原本は、各自で大切に保管しておくこと。

マイナンバー制度は、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認できるようにすることで、我々国民に様々なメリットをもたらす、将来の社会的基盤になることを目指した制度です。その目的は「公正・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」にあります。

将来は、民間での利活用が既に想定されており、マイナンバーは、電気、ガス、水道、道路、電話、インターネットと同様なくてはならない制度となることが予想されます。この制度では、とても厳しい罰則規定があります。また、大変重要な個人情報ということもあって厳重な安全管理措置が求められています。

(以下次号に続く)